



平成 29 年 1 月 17 日

各 位

会 社 名:ウエルシアホールディングス株式会社  
代表者名:代表取締役社長 水野 秀 晴  
(コード番号3141 東証一部)  
問合せ先:常務取締役兼執行役員IR担当 中 村 壽 一  
(TEL:03-5207-5878)

## 株式分割並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 1 月 17 日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資しやすい環境を整えることで当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものであります。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 29 年 2 月 28 日(火曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 2 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の当社発行済株式総数	52,408,679 株
②今回の分割により増加する株式数	52,408,679 株
③株式分割後の当社発行済株式総数	104,817,358 株
④株式分割後の発行可能株式総数	247,473,600 株

(注)上記の当社発行済株式総数は、本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により株式数が増加する可能性があります。

(3) 日程

基準日公告日	平成 29 年 2 月 7 日 (火曜日)
基準日	平成 29 年 2 月 28 日 (火曜日)
効力発生日	平成 29 年 3 月 1 日 (水曜日)

(4) その他

①今回の株式分割に際して、当社の資本金の増加はありません。

②今回の株式分割は、平成 29 年 3 月 1 日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成 29 年 2 月 28 日とする平成 29 年 2 月期の期末配当金は、株式分割前の株式が対象となります。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づく取締役会決議により、当社定款第 5 条を変更し、発行可能株式総数を変更するものとします。

なお、定款の変更の効力発生日は平成 29 年 3 月 1 日 (水曜日) となります。

(2) 変更の内容 (下線部分は変更箇所を示しています。)

変更前	変更後
第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>123,736,800</u> 株とする。	第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>247,473,600</u> 株とする。

<ご参考>

平成 29 年 2 月 28 日を基準日とする株主優待制度につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

なお、株式分割後の株主優待制度につきましては、現行の株主優待制度の対象 (1 単元以上保有の株主様) および内容の変更を行わず、維持いたします。

それに伴い、新たに、株式分割後の最低投資単位を保有の株主様も優待の対象となりますので、実質的な制度拡充となります。

以上